

三重県地球温暖化対策計画書制度

Q & A

令和8年7月

内容

1. 本資料について	1
2. 計画書制度及び 2030 年度目標について	1
3. 調整後排出量及び基礎排出量について	2
4. 導入する再生可能エネルギーについて	3
5. 認証排出削減量について	3
6. 別紙について	6

1. 本資料について

本計画書制度における温室効果ガス排出量の算定方法は、地球温暖化対策推進法（温対法・SHK 制度）の最新の改定（令和6年度（2024年度）実績・令和7年度提出分の報告以降）に準拠しています。

電気・熱の使用に伴うCO₂排出量について、従来のルールから算定方法が大きく見直され、非化石証書や再生可能エネルギー由来のJ-クレジット等の環境価値が基礎排出量の算定にも反映（控除）できるようになりました。

本Q & Aは、この新しい算定ルールに基づいて作成されています。計画書の作成にあたりご活用ください。

なお、調整後排出量及び基礎排出量の算定に関することやクレジットや非化石証書の活用に関することについては、本Q & Aとは別に設けておりますので、それらをご参照ください。

2. 計画書制度及び2030年度目標について

【様式1：計画書制度について】

Q：省エネ法や温対法に基づいた計画書作成及び実績報告という理解でよいか。

A：数値の整合性を図っていただくという意味では、省エネ法や温対法に基づくという理解で差し支えありません。

【様式1：2030年度目標について】

Q：2030年度目標を記載する必要はあるか。

A：任意の記載項目ですが、国や本県が2030年度目標を立てていることもあり、事業者の皆様の中長期の目標を立てて取り組んでいただくためにも、記載をお願いいたします。

【様式1：2030年度目標について】

Q：事業所単位では2030年度目標を設定しておらず、本社が一括して管理している場合はどうすればよいですか。

A：事業所単位で目標値を設定していない場合は、「4 計画の基本的な方針」にその旨をご記載いただくとともに、可能な範囲で事業所として予定している温室効果ガス削減の取組や方向性をご記載ください。

3. 調整後排出量及び基礎排出量について

【様式1：調整後排出量と基礎排出量の違いについて】

Q：調整後排出量と基礎排出量で同じ値になることはあるか。

A：再生可能エネルギーやカーボンクレジットを利用されない場合は、調整後排出量と基礎排出量の値が同じになり得ます。

【様式1：調整後排出量と基礎排出量の違いについて】

Q：廃プラスチックや廃タイヤなどの廃棄物をボイラー燃料として利用した場合基礎排出量と調整後排出量とで排出量に差があるか。

A：基礎排出量と調整後排出量との間で明確に差が出ます。理由は以下の2つです。

1. 排出区分の該当性

化石燃料由来の「廃プラスチック」をボイラー燃料（エネルギー源）として使用する場合、温対法上は「②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源 CO₂」に該当します。

2. 算定ルールの相違

基礎排出量：廃プラスチックの燃焼に伴い発生した CO₂ 排出量が、実態どおりに全量計上されます。

調整後排出量：廃棄物を燃料として利用することによる追加の化石燃料の消費抑制を評価する特例措置に基づき、この排出分はすべて計上不要（除外）となります。

ボイラーで廃プラスチックを燃料として使用した CO₂ 排出量の分だけ、調整後排出量は基礎排出量よりも少なくなります。

【様式1：再生可能エネルギー電力の調達及び自家消費について】

Q：CO₂ゼロの電気メニューの購入・検討を行いたい場合の記載方法はどのようなになるか。

A：電気事業者から提供される「CO₂ゼロ電気メニュー」の購入（又は切り替えの検討）は、国の新しい算定ルールに基づき、原則として（第1面）調整後排出量と（第2面）基礎排出量の双方が同量ずつ減少（一致して減少）することとなります。

4. 導入する再生可能エネルギーについて

【様式1：導入する再生可能エネルギーについて】

Q：今回の見直しで、再生可能エネルギーを記入できるようになるが、例えば〇〇電力で既に調整されている場合は、どのように記載すればよいか。

A：排出係数で既に調整されているので、調整後排出量として記載をお願いいたします。

なお、電力会社から買電する場合で、契約されたメニューで非化石証書相当分が控除されている場合は、第2面に記載いただく必要はありません。

【様式1：導入する再生可能エネルギーについて】

Q：太陽光パネルを設置し、自家消費を検討する場合の記載方法はどのようになるか。

A：自社敷地内等に太陽光発電設備を設置して自家消費を行う対策は、電力会社からの買電量（外部調達電力）そのものを減少させるため、これも（第1面）調整後排出量と（第2面）基礎排出量の双方が同量ずつ減少（一致して減少）することとなります。

計画書を作成する際は、目標年度（2028年度）の温室効果ガス排出量（基礎・調整後）から自家消費による削減見込み量を控除した数値を記載し、（第1面）「4 計画の基本的な方針」欄に設置計画を明記するとともに、（第2面）「導入する再生可能エネルギーの量」欄に設備容量（kW）又は年間発電量（千 kWh）を具体的に記載してください。

【様式1：導入する再生可能エネルギーについて】

Q：導入する再生可能エネルギーが複数ある場合は、どのように記載すればよいか。

A：改行するなどして、項目毎に記載をお願いいたします。

5. 認証排出削減量について

【様式1：認証排出削減量について】

Q：国内認証排出削減量とは、何か。

A：J-クレジット制度等、国の制度に基づいて認証された、国内の他の者の取組により削減された温室効果ガスの量です。

【様式1：認証排出削減量について】

Q：第2面の「調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量の量及び海外認証排出削減量の量」について、省エネ法や温対法に基づき算定に用いることができるものに限定しているという理解でよいのか。

A：お見込みのとおりです。

【様式1：クレジットの活用について】

Q：活用したクレジットについて、本社で一括して無効化をしている場合、三重県にはどのように報告したらよいのか。

A：県としては、按分のうえで報告いただくことを想定していますが、会社で話し合ってから決めていただきますようお願いいたします。

【様式1：クレジットの活用について】

Q：自社で作ったJ-クレジットを他者に売る（移転する）場合の記載方法はどのようになるか。

A：自社の削減活動によって創出したJ-クレジットを他社や市場に売却（移転）する場合、その環境価値は購入者が使用することになります。そのため、創出者側は二重計上（ダブルカウント）を防止する観点から、売却（移転）した数量を目標年度の（第1面）「調整後排出量」にあらかじめ加算（上乗せ）して記載する必要があります。

【様式1：クレジットの活用について】

Q：再エネ（電力・熱）由来のJ-クレジットを使用する場合の記載方法は、どのようになるか。

A：太陽光発電やバイオマス燃料などの「再生可能エネルギー（電力・熱）由来」のJ-クレジットを使用（無効化）する場合、新ルールに基づき、（第1面）調整後排出量と（第2面）基礎排出量の双方を一律に低減（同量ずつ減少）させることができます。実際の設備導入ではないため、（第2面）の再エネ導入量欄への記載は不要です。

※省エネ由来や森林吸収由来のJ-クレジットは、原則として調整後排出量のみの控除となりますので、クレジットの「由来」を必ずご確認ください。

【様式1：クレジットの活用について】

Q：省エネ・森林吸収・その他由来のJ-クレジットを使用する場合の記載方法は、どのようなになるか。

A：工場等の設備更新による「省エネ由来」や「森林吸収由来」、その他の分野のJ-クレジットは、事業活動に伴う残留排出量を最終的に相殺・中和するための調整手段と位置付けられているため、（第1面）調整後排出量のみを減少させます（基礎排出量は下がりにません）。

結果として、目標年度の数値に「基礎排出量 > 調整後排出量」という差異が生じることとなりますが、これは制度上、適正な記載方法となります。

【様式1：クレジットの活用について】

Q：自社でJ-クレジットを創出し、他社に売却せず自社で活用（無効化）する場合の記載方法はどのようなになるか。

A：自社の省エネルギー活動や再生可能エネルギーの導入等によって創出したJ-クレジットを、他者に売却せず自社で保有・無効化する場合、計画書上での追加の控除（差し引き）処理は行いません。設備導入や運用の工夫を行った時点で、実際の燃料・電気消費量が減少しているため、目標年度の「基礎排出量」及び「調整後排出量」の数値には、その削減効果がすでに100%反映（減少）されています。

二重計上（ダブルカウント）を防止する観点から、創出したクレジットを用いてさらに排出量を差し引くことはできません。通常省エネ・再エネ取組による排出量減少としてそのまま記載してください。

【様式1：非化石証書による控除について】

Q：非化石証書だけを単体で購入して、自社の排出量を減らすことはできるのか。

A：現在の電力契約を維持したまま、需要家（事業者）自らが非化石証書のみを市場等から調達・無効化処理する場合も、新ルールに基づき、（第1面）調整後排出量と、（第2面）基礎排出量の双方が同量ずつ減少します。

6. 別紙について

【別紙1：地球温暖化対策推進法（温対法）との違いについて】

Q：別紙1 ④非エネルギー起源 CO₂ について、温対法では④と⑤廃棄物の使用に伴う非エネルギー起源 CO₂ の合計量が 3,000tCO₂ の場合は記載不要とされているが、計画書制度ではどうか。

A：三重県の計画書制度では、総排出量の内訳として記載をお願いいたします。

なお、温対法では、業種ごとに記載することになっておりますが、三重県の計画書制度においては、事業所ごとに記載をお願いいたします。このため、事業所がすべて県内に存在する場合に限り、温対法様式1の第1表の添付に代えることが可能です。

【別紙1：6.5 ガスについて】

Q：6.5 ガスの排出量について、該当する場合は記載する必要があるか。

A：排出量を把握されている場合は、記載をお願いいたします。

【別紙3及び別紙5の記載について】

Q：エネルギーの使用の状況の様式をみると、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）の様式と酷似しているが、指定の様式に記載しないといけないのか。

A：省エネ法の指定2表の添付を可能としています。同様に、様式5についても、温対法の様式第2を提出していただくことも可能です。

【別紙5：記載項目について】

Q：記載項目のすべてに記載する必要があるか。

A：すべてに記載いただく必要はありません。記載いただける箇所に記載いただくようお願いいたします。

【別紙5：目標について】

Q：「6．気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報」について、どのような目標を記載するのか。

A：温室効果ガス排出量の削減に関する目標について記載をお願いします。様式1では、2030年度目標について記載をお願いしていますが、2030年度以外の年度を設定し、取り組まれている場合に、任意に記載いただけます。